

手続きの流れ

1. 事前相談

計画地が埋蔵文化財包蔵地に該当しているかどうか、教育委員会に確認を行って下さい。工事規模によっては事前に協議が必要となる場合もあります。また、既知の遺跡が無い場所であっても土砂の採取などの大規模な地形改変を行う工事の場合は、事前の踏査が必要となる場合があります。いずれも早めの相談をお願い致します。

2. 埋蔵文化財とのかかわりに関する協議書の提出

協議書を町教育委員会へ **2 部**提出します。町から宮城県文化財保護課へ進達し、その後宮城県から事業者あてに回答があります。ここで、宮城県文化財保護課より工事にあたっての対応が示されます。対応は大まかに以下のとおりです。

- ①慎重工事：遺跡をき損することがないように細心の注意を払って工事を実施して下さい。もし埋蔵文化財が発見された場合には、工事を中断し速やかに教育委員会までご連絡下さい。
- ②工事立会：実際に掘削を行う際に町の文化財担当者の立会が必要となります。立会時に埋蔵文化財が発見された場合は再度協議が必要となる場合があります。
- ③確認調査：工事前に確認調査（重機による掘削等）を実施します。確認調査の結果によって計画変更の協議が必要となる場合があります。計画変更が不可能な場合は記録保存のため、本格的な調査が必要となります。
- ④計画変更・中止要望：遺跡への影響が明らかな計画である場合、工事計画の変更や工事中止の要望が出されることがあります。

3. 発掘の届出の提出

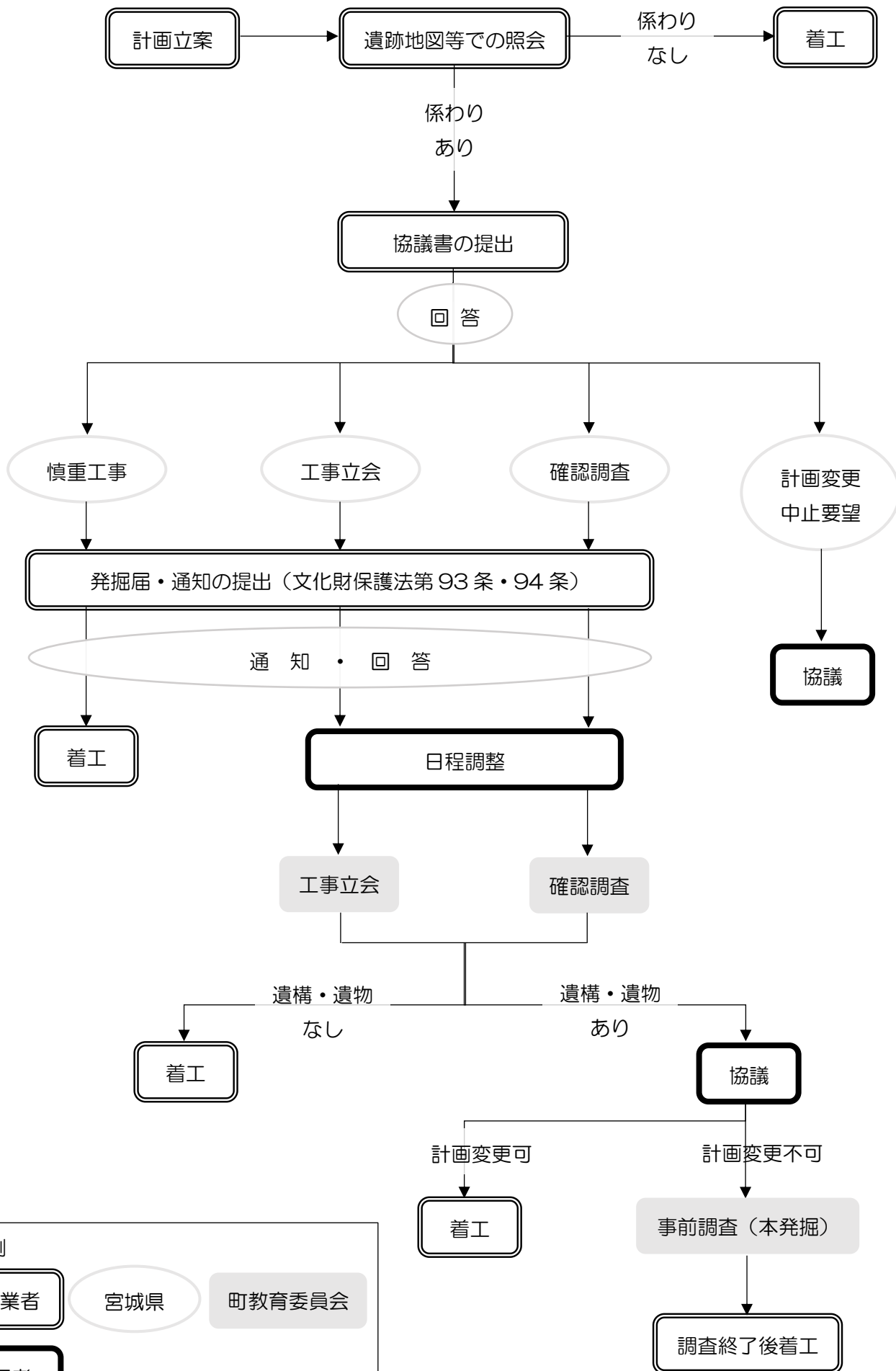
宮城県からの回答を受け取った後、あらためて発掘届または通知を **2 部**提出します。協議書と同じく宮城県に進達され、これに対して宮城県からの通知があります。この通知をもって着工に進むことができます。

----- ここまでを工事着手の**60日前**までに完了して下さい。 -----

4. 着手

2番の回答で宮城県から示された対応に従い、町教育委員会と綿密に連絡を取りながら計画を進めて下さい。

フローチャート



凡例

| | | |
|-----|-----|--------|
| 事業者 | 宮城県 | 町教育委員会 |
| 両者 | | |